

無資格者による検査関連の行政処分

平成31年1月22日現在

平成 年別	処分 月	不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	備 考
30	2月	フォークリフトに係る特定自主検査について、検査資格を有しない者にこれを行わせた。	大臣	業務停止6ヶ月 △△県の工場の担当する地域について、6ヶ月の業務停止	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 厚生労働省の立ち入り調査により明らかになったもの。検査事務所3か所本社(〇〇県)、△△県、□□県のうち△△県の工場が業務停止となった。
	4月	2台のフォークリフトの特定自主検査を行うに当たり、資格を有しない者にこれを実施させたこと。	局長	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
	11月	他人の求めに応じてフォークリフトの特定自主検査を行うときに、法定の資格を有する者以外の者により当該特定自主検査を実施させたこと。	局長	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
	11月	検査業者として他人の求めに応じて行った、車両系建設機械(コンクリート打設用機械)に係る特定自主検査において、労働安全衛生法第54条の4の規定に違反し、同検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。	局長	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 ◎◎労働局長より「特定自主検査業務の適正実施の徹底について」要請

《本部に於いて把握したものを一覧にした。》